に、職業能力開発に主体的かつ積極的に取り組むことが肝要である。社会が大きな変化に直面する中で、事業主が雇用管理の改善等に取り組むためには、建設キャリアアップシステム（以下「ＣＣＵＳ」という。）を活用し、若い世代がキャリアパスの見通しを持てるよう、国や業界団体等の関係機関が連携し、処遇改善等に向けた更なる施策を展開し、建設労働者にとって「魅力ある職場づくり」を推進していく必要がある。

また、従来より我が国の建設産業においては、受注生産、個別生産、屋外生産、移動生産、総合生産といった特性があるほか、重層下請構造、中小零細企業の割合が高い等の特徴がある。加えて、過去の長期にわたる建設投資の減少による競争の激化に伴うダンピング受注やその就労形態への影響等が指摘されている。これらを背景として、不明確な雇用関係、労働災害の多発、労働条件の改善や労働福祉の立ち後れ、適切な職業能力開発の機会の不足等の問題が存在しており、近年、これらの問題について改善の取組が進んでいるものの、引き続き、適切な対応について、国土交通省をはじめとする関係省庁と連携を図り、今後も万全を期していく必要がある。

他方、人口減少や少子高齢化による労働力の大幅な減少等が建設産業の持続的な発展へもたらす影響を軽減するには、労働の質を高めることや良質な雇用機会を確保することが必要であるが、そのためには、個々の労働者が生涯を通じて能力開発を行い、その能力を高めることとあわせて、そうして労働者が高めた能力を最大限発揮できる環境を整備することが重要な課題となる。また、将来的に建設産業を活性化していくためには、国際競争力の強化や、外国人を単なる労働力としてではなく、建設業を担う人材の一員として適切に受け入れ、育成・定着させていく視点も重要である。

⑷　施策の最重点事項

以上を踏まえ、本計画においては、「次世代を担う若者が夢を描き安心して働ける魅力ある職場づくりの推進」を課題とし、次の事項を最重点事項として、Ⅲの施策を推進していくこととする。

ア　若年者等への建設業の魅力発信、入職・定着促進による担い手の確保・育成

建設業で働くことの魅力を発信し、若年者の入職及び定着の促進を図るとともに、女性、高年齢者及び外国人が活躍できる就労環境の整備等を図り、担い手の確保・育成に取り組むこと。

イ　魅力ある労働環境づくりに向けた基盤整備

建設労働者の職業生活の全期間を通じた職業の安定を図りつつ、建設雇用改善法等に基づく適切な建設労働者の雇用を推進し、建設労働者にとって魅力ある労働環境づくりを図ること。

ウ　職業能力開発の促進、技能継承

建設労働を取り巻く環境の変化も踏まえ、事業主、事業主団体等が行う職業能力開発の支援や公的職業訓練を推進し、建設労働者の職業能力の開発や向上を促進するとともに、技能の継承を図ること。

2　計画の期間

この計画の期間は、2026年度（令和８年度）から2030年度（令和12年度）までとする。ただし、今後の建設産業や建設業に係る施策の動向等を踏まえ、必要な場合は計画の改正を行うものとする。

Ⅱ　建設雇用等の動向

1　建設経済の動向

⑴　2025年度（令和７年度）の建設投資は、名目では前年度比3.2％増の75兆5,700億円となる見通しである。また、実質（2015年度（平成27年度）基準）では同0.6％増の57兆2,875億円となる見通しであり、ピークの1990年度（平成２年度）から35.8％の減少と見込まれている。

建設投資の動向を見ると、名目では、1984年度（昭和59年度）以降、主に民間投資の増加により前年度比プラスで推移し、1992年度（平成４年度）には約84兆円に達した。その後は減少傾向となり、2010年度（平成22年度）には約42兆円とピーク時の半分まで減少したが、2015年度（平成27年度）に持ち直して以降は東日本大震災からの復興需要、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催、国土強靱化の取組等により増加傾向にあり、2025年度（令和７年度）も引き続き増加となる見通しである。

国内総生産（名目）に占める建設投資（名目）の割合も、1986年（昭和61年）以降では1990年度（平成２年度）の18.0％をピークに低下しており、2010年度（平成22年度）は8.4％まで低下したが、その後は景気の回復や東日本大震災からの復興等による需要で、回復傾向にあり、2025年度（令和７年度）は12.0％となる見通しである。

⑵　また、建設業許可業者数は、2024年度（令和６年度）末現在で483,700業者となっており、建設業許可業者数が最も多かった1999年度（平成11年度）末時点と比較すると19.5％の減少となっている。

⑶　2026年度（令和８年度）から2030年度（令和12年度）までを対象とする第１次国土強靱化実施中期計画（令和７年６月６日閣議決定）が策定されたこと等から、今後も防災・減災、国土強靱化の推進等による建設需要が見込まれるところである。

2　建設労働者の動向

⑴　建設業の就業者数は、1990年度（平成２年度）以降の建設投資（実質）の減少の中でも増加を続けていたが、1997年（平成９年）の685万人（全産業に占める割合は10.4％）をピークに減少に転じ、2010年（平成22年）には498万人となり、その後は同水準で推移している。2024年（令和６年）には477万人（全産業に占める割合は7.03％）となり、ピークの1997年（平成９年）と比較して30.4％の減少となっている。

また、建設業の技能労働者の就業者数は、1997年（平成９年）の455万人をピークに減少しており、2024年（令和６年）には300万人となっている。

⑵　建設業の雇用者数も同様の傾向を示しており、1997年（平成９年）の563万人（全産業に占める割合は10.4％）をピークに減少していたが、2010年（平成22年）の405万人（全産業に占める割合は7.4％）以降横ばいとなり、2024年（令和６年）には394万人となっている（全産業に占める割合は6.4％）。

⑶　建設業における雇用者のうち、日雇労働者（雇用契約期間が１か月未満の者）の占める割合は、2024年（令和６年）で０％となっており、全産業の0.18％より低い割合となっている。

⑷　建設業の雇用者を事業所規模別に見ると、30人未満規模の事業所に雇用されている者の割合は2024年（令和６年）で58.6％（全産業では24.9％）となっており、比較的小規模な事業所に雇用されている者の割合が高い状態である。

また、建設業の従業者規模をみると、職別工事業（設備工事業を除く）の82.1％が１～９人の事業所であり、特に板金・金物工事業では68.9％、石工・れんが・タイル・ブロック工事業では68.4％、床・内装工事業では67.6％が１～４人の事業所となっている。

⑸　若年者の入離職の状況については、新規学校卒業就職者に占める建設業の就職者割合は、1996年（平成８年）の8.4％をピークに下降傾向を示し、2009年（平成21年）には4.0％、実数においても1996年（平成８年）の半分以下の２万９千人となった。その後増加に転じ、2024年（令和６年）にはそれぞれ5.4％、３万８千人となっている。しかしながら、就業者全体に占める建設業の就業者割合は7.0％であることから、新規学校卒業就職者の建設業への入職は少ないということができる。

新規高等学校卒業者の入職３年後の離職率については、1985年（昭和60年）以降では、1992年（平成４年）３月卒業者の39.4％を底に、2003年（平成15年）３月卒業者では57.4％と高い水準となった。その後は一時低下傾向となったものの、2022年（令和４年）３月卒業者については41.4％となっている。全産業と比較しても、1992年（平成４年）３月卒業者については同水準であったものが、2022年（令和４年）３月卒業者については全産業より3.5ポイント高い状況にある。